

免許番号 区第107号

漁場の位置 洲本市炬口、中川原町及び安乎町地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と北防波堤並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

A 洲本市炬口漁港1号防波堤上旧洲本港炬口北防波堤灯台跡

(北緯34度21.2分、東経134度53.7分)

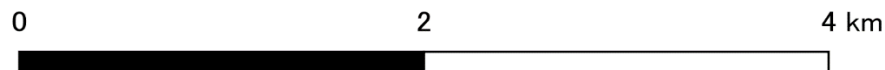
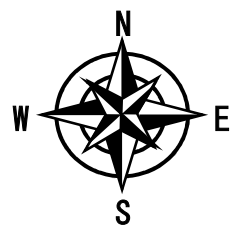
B 洲本市安乎町平安浦岩戸川尻左岸堤防角

(北緯34度23.56分、東経134度53.69分)

ア 北緯34度21.62分 東経134度54.46分

イ 北緯34度22.48分 東経134度54.87分

ウ 北緯34度23.56分 東経134度54.86分



洲本市

淡路市

洲本川

炬口

厚浜

岩戸川

平安浦

50m

炬口漁港

洲本港

B

ウ

イ

ア

A

| | | | | | | | |
|----------|--|---|-----------|--|----------|--------------------------------|---------|
| 1 | 表 示 | | | | 表示 番号 | 表 示 | |
| 1 | 免許年月日 | 令和5年9月1日 | 存続 期間 | 令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで | 1 | 左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日 | |
| | 漁 場 | 別紙漁場図のとおり | | | | | |
| | 漁業の種類 主な漁獲物 漁業の時期 | 第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 | | のり養殖業にあつては9月20日か ら5月10日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日ま で | | | |
| | 制 限 又 は 条 件 | 1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。 | | | | | |
| 漁 業 権 区 | | | 先 取 特 権 区 | | 抵 当 権 区 | | 入 漁 権 区 |
| 順位 番号 | 事 項 | | 順位 番号 | 事 項 | | 順位 番号 | 事 項 |
| 1 | 洲本市炬口一丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日 | | | | | | |
| 海 区 | 兵庫県瀬戸内海海区 | | 免許番号 | 区第107号 | | 摘 要 | |